

答 申 書

『家庭ごみの有料化について』

平成23年3月

苫小牧市廃棄物減量等推進審議会

目 次

1	はじめに.....	1
2	家庭ごみ有料化の意義.....	2
	（1）ごみ減量とリサイクル推進.....	2
	（2）ごみ問題への意識向上.....	2
	（3）ごみ処理費用の負担の公平化.....	2
3	家庭ごみ有料化の目的.....	3
4	家庭ごみ有料化の制度.....	3
	（1）対象範囲.....	3
	（2）料金体系.....	3
	（3）手数料水準.....	3
	（4）徴収方式.....	4
	（5）収入使途.....	4
	（6）減免措置.....	4
5	市民周知.....	4
6	有料化に併せて検討すべき事項について.....	5
	（1）不法投棄及び不適正排出対策.....	5
	（2）収集方式.....	5
	（3）紙類の資源化.....	6
	（4）集団回収の拡充.....	6
	（5）生ごみの減量化.....	6
	（6）大型ごみ処理手数料の適正化.....	7
7	付帯事項.....	7
	（1）事業系ごみの減量.....	7
	（2）拡大生産者責任.....	7
参考 1	諮問から答申に至るまでの経緯.....	8
参考 2	苫小牧市廃棄物減量等推進審議会委員.....	9
参考 3	起草委員会委員.....	9

1 はじめに

地球規模での環境破壊が叫ばれている今日、私たちには、大量生産・大量消費・大量廃棄に支えられた便利で豊かなライフスタイルを見つめ直し、持続可能な『循環型社会』を構築することが求められています。

本審議会は、平成 12 年 10 月に「将来的な家庭ごみの有料化を検討する必要がある」と提言し、平成 19 年 3 月には「有料化はごみ減量化に有効な方策であるとともに、費用負担の公平性も図ることができるが、新たな市民負担を伴うことから、それ以前にごみ減量化とリサイクルの推進に取り組むべき」と答申しました。

これを受け、市では、ごみ減量とリサイクル推進に対するまちぐるみの取組として、19 年度には『053 大作戦』、21 年度には『eco ライフ大作戦～053 ステージ 2～』を実施し、22 年度からはプラスチックの資源化も開始しました。

その結果、053 大作戦以前（18 年度）と比較すると、1 人 1 日当たりのごみ排出量は 45g 削減し、リサイクル率は 6.1 ポイント向上するなどの効果として表れてきたことから、市民一人ひとりのごみに対する意識は、少しずつではありますが、着実に変化してきているものと考えます。

しかし、ごみ減量とリサイクル推進に対する取組の成果がこのような形で見てきた一方、1 人 1 日当たりのごみ排出量やリサイクル率については、いまだ全道平均にも到達していないという現状にあります。

そこで、市では、平成 22 年 3 月に『苫小牧市一般廃棄物処理基本計画』を策定し、大幅なごみ減量を達成するための新たな施策の一つとして、「26 年度までの家庭ごみ有料化の実施」を掲げ、平成 22 年 9 月 22 日には、市長から本審議会に対して「家庭ごみの有料化について」の諮問がなされました。

その後、本市における家庭ごみの有料化のあり方について、慎重に議論を重ねてきましたが、本審議会としては、市民理解を得るため周知を十分に行うとともに、様々なごみ減量・リサイクル推進方策と一体的に実施すべきではあるものの、家庭ごみを有料化し、大幅なごみ減量を目指すべきとの結論に至りましたので、以下のとおり答申します。

2 家庭ごみ有料化の意義

家庭ごみ有料化とは、家庭から排出される廃棄物について、それを適正に処理するための費用の一部を、市民が手数料という形で直接負担する仕組みのことです。本審議会では、家庭ごみ有料化には次のような意義があると考えます。

(1)ごみ減量とリサイクル推進

家庭ごみを有料化すると、ごみ排出量が多いと手数料負担が増加します。

そのため、手数料負担を軽減しようとする経済的な動機付けにより、できる限りごみとなりにくい商品を選択して購入したりすることで、ごみの発生抑制が期待できます。

また、新聞・雑誌・段ボールなどは、町内会等で集団回収されていますが、家庭ごみ有料化後も、それらは無料で資源回収されるため、分別の徹底が進むことで、集団回収や拠点回収の回収量増加につながり、リサイクル率の向上が期待できます。

(2)ごみ問題への意識向上

家庭ごみ有料化は、ごみ処理費用に対する負担の実感につながります。

その経済的な動機付けが、市民一人ひとりがごみ問題と直接向き合い、自らのライフスタイルを見つめ直す良いきっかけとなり、ごみ減量への行動の実践や分別意識の向上、そして、環境に配慮したまちづくりへとつながっていくものと考えられます。

(3)ごみ処理費用の負担の公平化

現在、大型ごみを除く家庭ごみの処理費用は、全額、税金で賄われています。

税による負担では、ごみ減量に努力している人とそうでない人の間でごみ排出量に差は生じますが、それが費用負担には直接結びつかないため、市民がごみ処理費用を実感することはありません。

しかし、家庭ごみの有料化によって、ごみ処理費用の一部を手数料という形で、市民がごみ排出量に応じて直接負担することになると、ごみ減量に努力している人の費用負担は相対的に少なくなります。

このように、家庭ごみの有料化は、ごみ減量に取り組んでいる市民の努力が報われる形となるため、ごみ処理費用の負担の公平化につながります。

3 家庭ごみ有料化の目的

「053 大作戦」及び「eco ライフ大作戦～ステージ 2～」に代表される様々なごみ減量施策を実施してきたことにより、ごみ排出量は減少傾向にありますが、一人あたりの家庭ごみ排出量は、まだ全道平均を上回っています。

家庭ごみ有料化の目的は、このような状態を改善して、大幅なごみ減量を目指すことにあります。

また、大幅なごみ減量が達成できた場合、ごみの収集体制や処理体制は、その量に応じて当然見直されるべきです。

4 家庭ごみ有料化の制度

(1) 対象範囲

家庭ごみの有料化は、ごみの発生を抑制し、大幅なごみ減量を目指すものですが、リサイクル推進のためには、分別の徹底を図ることも重要であると考えます。

そのため、有料化の対象は、再生することができない「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」とし、再生可能なビン、缶、ペットボトル、紙パック、プラスチック等については、無料とすることが望ましいと考えます。

(2) 料金体系

料金体系は、ごみ減量に効果的であるとともに、市民にとってわかり易いことが望ましいと考えます。

これらの観点から、手数料が排出容量に単純比例する方式である「単純従量制」の採用が適当であると考えます。

(3) 手数料水準

手数料水準については、ごみ減量のための経済的な動機付けとなり得て、継

継続的なごみ減量行動の実践につながる水準とするべきである一方、市民にとって過度な負担を強いる水準とならないことが望ましいと考えます。

そこで、手数料水準としては、周辺自治体の手数料水準にも配慮し、ごみ容量1リットルあたり2円程度が望ましいと考えます。

(4) 徴収方式

手数料の徴収方式としては、市民にとってわかり易く、混乱を最小限に抑えることができると考えられることから、指定ごみ袋に手数料を上乗せする「指定ごみ袋制」が望ましいと考えます。

(5) 収入使途

家庭ごみ有料化の手数料収入から指定ごみ袋製作費や運搬・保管費などの有料化運用経費を差し引いて得られる収入は、廃棄物の処理・処分に要する費用、ごみ減量とリサイクル推進につながる施策など、ごみ行政に利用すべきです。

(6) 減免措置

ごみ減量のための経済的な動機付けが失われるため、原則、手数料は減免すべきではありません。

ただし、自然災害や火災等により一時的に大量に発生する罹災ごみや、地域の清掃ボランティア活動等によるごみのように、努力しても減量することが難しいごみについては、有料化の対象としないことが望ましいと考えます。

また、福祉対策としての減免を検討する場合には、有料化がごみ減量への経済的な動機付けとなるように、手数料の全額減免や既存福祉サービスとの重複等は避けるべきであると考えます。

5 市民周知

家庭ごみ有料化の導入に当たっては、有料化導入に至るまでの経緯や背景、目的、効果、必要性などに対する市民理解を深めるとともに、排出ルールが遵守されるように、できる限り早い時期から、徹底した市民啓発に努めるべきです。

市民周知は、広報紙をはじめ、新聞、ホームページ、ポスター等による情報提供や、まちかどミーティングや出前講座を通じた説明だけではなく、町内会や学校、各種団体などを通じた住民説明会等の開催、あるいは啓発用パンフレットの全戸配布など、あらゆる手法と機会を活用すべきです。

また、排出ルールが浸透しにくい市外からの転入者や学生の単身世帯、あるいは集合住宅に対する対策を講じるべきです。

6 有料化に併せて検討すべき事項について

(1) 不法投棄及び不適正排出対策

家庭ごみ有料化を実施している他市において、不法投棄は特に増加していないという調査結果もありますが、不法投棄増加の懸念は払拭されないため、監視パトロールは強化すべきです。

ごみの分別方法や排出時間を守らないといった不適正排出は、現在でも見受けられますが、有料化に伴い、指定ごみ袋以外での排出等も懸念されるため、指導体制を強化すべきです。

また、集合住宅等における排出ルールを改善するため、管理会社への指導・強化などの対策を検討すべきです。

(2) 収集方式

苫小牧市のごみ収集方式は、現在、ステーション方式を基本としています。

ステーション方式は、経済的に効率よく収集できますが、タイヤやテレビなどの市では収集しないごみを違法に排出したり、排出時間を守らないといった不適正排出が後を絶ちません。

不適正排出の放置は、市民の不平・不満につながるだけではなく、健全な地域コミュニティの形成にも障害となるため、排出ルールの厳格な指導を望みます。

排出ルールの徹底のためには、不適正排出している人を特定し、個別に指導するなどの厳しい態度で臨むべきだと考えますが、ステーション方式では個人の特定に限界があると考えます。

そこで、他市事例などを参考にして、不適正排出防止に有効と言われている戸別収集の採用について検討すべきと考えます。

(3)紙類の資源化

燃やせるごみの約 35%を占める紙類については、有料化による市民負担軽減とリサイクル推進の観点から、資源化することが望ましいと考えます。

ただし、他市事例を参考にして、資源化費用が多額とならないように配慮するとともに、その収集や処理については、民間の力を最大限に活用すべきです。

現在、主要古紙（新聞、雑誌、段ボール、紙パック）については、すでに集団回収にて町内会等が回収しています。紙類の資源化が、集団回収活動に影響を及ぼさないように、主要古紙は対象に含めるべきではないと考えます。

(4)集団回収の拡充

集団回収は、リサイクルに対する市民意識の向上や地域コミュニティの形成、あるいは家庭ごみの処理費用の削減にもつながります。

苫小牧市では、平成 20 年度から集団回収奨励金事業を始めていますが、回収量を増加させるためには、奨励金の対象品目の拡大のほか、回収日や回収方法等を周知し、市民が利用しやすい環境整備を進めるべきだと考えます。

(5)生ごみの減量化

最も簡単な生ごみの減量化方法は水切りの実践であるため、その効果等を周知するとともに、水切り器の普及・拡大に努めるべきだと考えます。

また、現在、苫小牧市では、家庭から排出される生ごみの減量を目指して、生ごみ堆肥化容器と電動生ごみ処理機の購入に対して助成を行っています。

生ごみ堆肥化容器は生ごみ減量に効果的ですが、アンケート調査の結果、臭気や虫の発生、あるいは冬季にうまく堆肥化できないなどの理由により、一部の購入者は継続利用していないことがわかっています。今後は、更なる普及を目指して、適切な利用方法等に対する十分な周知が必要であると考えます。

電動生ごみ処理機については、室内に設置するため、季節に関係なく生ごみを減量することができますが、購入希望者が少ないのが現状です。今後は、電

動生ごみ処理機の普及拡大を目指して、助成金額の引き上げを検討すべきと考えます。

生ごみの資源化については、今後の技術革新や各市の動向を注視し、調査・研究を進めるべきだと考えます。

(6)大型ごみ処理手数料の適正化

大型ごみ処理手数料については、すでに有料化されているため、現行制度を維持すべきとの考えがある一方で、重さや大きさに関係なく1点あたり500円では、ごみ排出量に応じた費用負担とはならないため、費用負担の公平性の観点から、重さや大きさを基準に、段階的に金額が設定されるべきとの考えに分かれました。

いずれにしても、家庭ごみ有料化における手数料水準と、周辺自治体の処理手数料水準に配慮して、適正に設定されるべきだと考えます。

7 付帯事項

(1)事業系ごみの減量

事業者の排出する事業系ごみについては、事業者自らの責任で処理することが原則となっていますが、循環型社会構築のためには、事業系ごみに含まれる資源についても、排出事業者や収集業者、あるいは関係団体等と協議し、積極的にリサイクルすべきだと考えます。

また、事業系ごみの処理手数料については、ごみ処理原価に基づいて、周辺自治体の水準等を参考に適正化を図るべきと考えます。

(2)拡大生産者責任

廃棄物の処理に対して、消費する側の市民が手数料負担という形で責任を果たすよう、提供する側の生産者も一定の責任を果たすべきであると考えます。

循環型社会を構築する上で、拡大生産者責任は重要な考え方の一つであり、資源化に要する費用などが生産者にも適正に負担されるよう、他市と連携して、積極的に働きかけるべきと考えます。

参考1 諮問から答申に至るまでの経緯

- | | |
|-------------------|---|
| 平成 22 年 9 月 22 日 | ・ 岩倉市長より「家庭ごみの有料化について」の諮問
・ 第 4 回 審議会 開催
審議「家庭ごみの有料化について」 |
| 平成 22 年 10 月 21 日 | ・ 第 5 回 審議会 開催
審議「家庭ごみの有料化について」 |
| 平成 22 年 11 月 18 日 | ・ 第 6 回 審議会 開催
審議「家庭ごみの有料化について」 |
| 平成 22 年 12 月 16 日 | ・ 第 7 回 審議会 開催
審議「家庭ごみの有料化について」 |
| 平成 22 年 12 月 28 日 | ・ 第 1 回 起草委員会 開催
審議「答申書 家庭ごみの有料化について」 |
| 平成 23 年 1 月 18 日 | ・ 第 2 回 起草委員会 開催
審議「答申書 家庭ごみの有料化について」 |
| 平成 23 年 2 月 14 日 | ・ 第 8 回 審議会 開催
審議「家庭ごみの有料化について」 |
| 平成 23 年 3 月 24 日 | ・ 第 9 回 審議会 開催
審議「家庭ごみの有料化について」 |
| 平成 23 年 3 月 28 日 | ・ 岩倉市長に対し「家庭ごみの有料化について」を答申 |

参考2 苫小牧市廃棄物減量等推進審議会委員

(平成 23 年 3 月 28 日現在)

会 長	大 水 喜 八 郎	苫小牧市資源リサイクル団体連絡協議会会長
副会長	橋 本 智 子	苫小牧消費者協会会長
	阿 部 喜 朗	苫小牧商工会議所副会頭
	石 川 マ サ 子	消費生活を考える会事務局員
	伊 藤 三 雄	一般公募者
	川 島 和 浩	苫小牧駒澤大学教授
	栗 山 昌 樹	苫小牧工業高等専門学校環境都市工学科教授
	後 藤 和 博	連合北海道苫小牧地区連合副事務局長
	笹 嶋 隆 廣	(社) 苫小牧青年会議所副理事長
	四 方 博 信	苫小牧資源リサイクル事業協同組合専務理事
	篠 塚 由 美 子	苫小牧市町内会連合会婦人部会副部長
	高 橋 慧	社団法人苫小牧市シルバー人材センター理事長
	高 橋 鐵 藏	苫小牧市商店街振興組合連合会副理事長
	谷 岡 裕 司	苫小牧市町内会連合会理事
	丹 内 美 津 子	生活協同組合コープさっぽろくらしの安心推進委員
	中 村 利 恵 子	苫小牧市 PTA 連合会副会長
	福 田 理 紗	苫小牧駒澤大学学生
	松 山 弘 喜	王子ネピア (株) 苫小牧工場

参考3 起草委員会委員

委員長	橋 本 智 子	苫小牧消費者協会会長
	伊 藤 三 雄	一般公募者
	栗 山 昌 樹	苫小牧工業高等専門学校環境都市工学科教授
	丹 内 美 津 子	生活協同組合コープさっぽろくらしの安心推進委員
	松 山 弘 喜	王子ネピア (株) 苫小牧工場